

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|------------------|
| 学校名 | 広島県東部美容専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人 広島県東部美容協会 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|--------|-----|-----------|-----------------------------|-------------------|------|
| 衛生専門課程 | 美容科 | 夜・通信 | 1,640 時間 | 160 時間 | |
| (備考) | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 該当なし |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|------------------|
| 学校名 | 広島県東部美容専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人 広島県東部美容協会 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|---|
| 名称 | 学校関係者評価委員会 |
| 役割 | 教育活動及び学校運営等の質の保証と向上を目的とする。 学校が行った自己評価等を基に重点目標、教育理念、学校運営、教育活動等について評価し、ニーズに合った業界に必要とされる人材育成がなされるよう今後の教育方針等の改善方策を検討する。 その上で、検討内容を活用し、次年度の重点目標や具体的取組の改善を図る。 |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|--|---------------------------|--------------------------|
| 有限会社役員 | 2018年6月11日～ 2020年6月30日 | ・学校の専門分野における業界団体 ・卒業生 |
| 個人事業主 | 2018年6月11日～ 2020年6月30日 | ・学校の専門分野における業界団体 ・卒業生 |
| (備考) 他、外部人材である構成員は3名選任されております。 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任することを妨げない。 | | |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|------------------|
| 学校名 | 広島県東部美容専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人 広島県東部美容協会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- ・教育課程は2年間で必修課目(1,410時間)47単位、選択課目(600時間)20単位、合計(2,010時間)67単位で実施している。
- ・サロンワーク…美容所で実務実習を実施している。

11月頃、学校関係者評価委員会の評価や、1年間の行事予定を基に教頭、教務主任、教員により授業計画について話し合い、12月～2月にかけてシラバスを作成。

3月下旬頃には教職員間で共有し、学生には初回授業で配布説明する。また、学校事務局に備え付け一般にも公表する。

授業計画書の公表方法 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目的学修成果の評価に係る取組の概要)

進級及び卒業の認定・評価は、学年末において各学期末に実施する試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席日数が85%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

試験は、各科目ごと100点満点とし、60点以上を及第とする。

所定の期間に授業科目、単位を履修しなかった者及び学習評価の不合格の者は、留年または卒業延期にすることができる。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

全教科の成績を点数化し、合計点の平均点を算出する。

(100点満点で点数化)

- ・学科成績、実技成績とともに100点法で査定し、60点以上で合格とする。

100～80点(合格・課目認定)

79～70点(合格・課目認定)

69～60点(合格・課目認定)

59～0点(不合格・課目未認定)

- ・各課目毎の評点を集計し全課目の合計点の平均を算出、成績の分布状況を把握することにより、成績下位4分の1に該当する指標の数値と該当する人数を明確化する。

客観的な指標の算出方法の公表方法 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

所定の教科課目毎に学則で定める必要な単位数を履修していること。

また、学校が行う卒業認定試験において、必修課目、選択課目共に学則で定める基準点以上であること。

学則で定める基準点以上の学生について、2月下旬～3月上旬に設ける後期試験後に教頭・教務主任・教員による話し合いを行い、卒業を認定する。

また、卒業までに美容師としての技術を習得するとともに、社会人としてのコミュニケーション能力を身に付ける。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|---------------|----------|-------------|-----------|---------------|
| 美容科 | 80,000 円 | 422,400 円 | 278,400 円 | その他に施設拡充費、実習費 |
| 修学支援 (任意記載事項) | | | | |
| 分納制度あり | | | | |

b) 学校評価

| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--------|----|--------|---------------------------------|--------|--------|---------------------------------|--------|--------|---------------------------------|--------|--------|---------------------------------|--------|--------|---------------------------------|--------|
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 目的 ・学則第 29 条第 1 項に規定する自己評価及び同条第 2 項に規定する学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項を定めることを目的とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 自己評価及び学校関係者評価の実施について ・教職員が、本校の教育目標や教育活動、学校運営等について自己評価を年 1 回実施する。 ・学校関係者委員会を開催し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上を目的とし、学校が行った自己評価等を基に重点目標、教育理念、学校運営、教育活動等について評価し、ニーズに合った業界に必要とされる人材育成がなされるよう今後の教育方針等の改善方策を検討する。 その上で、検討内容を活用し、次年度の重点目標や具体的取組の改善を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 「評価項目」について I. 教育理念・目的・育成人材像 II. 学校運営 III. 教育活動 IV. 学修成果 V. 学生支援 VI. 教育環境 VII. 学生の受け入れ募集 VIII. 財務 IX. 法令等の遵守 X. 社会貢献・地域貢献 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 学校関係者評価委員会の組織について ・広島県東部美容専門学校 学校関係者評価委員会を組織する。 ・当校教職員以外の関連業界等関係者、卒業生及び保護者、教育関係有識者等から、理事長が委嘱する 3 名以上 5 名以下の委員により構成する。 ・委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校関係者評価の委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有限会社役員</td> <td>2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日</td> <td>美容組合会員</td> </tr> <tr> <td>美容院経営者</td> <td>2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日</td> <td>美容組合会員</td> </tr> <tr> <td>美容院経営者</td> <td>2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日</td> <td>美容組合会員</td> </tr> <tr> <td>美容院経営者</td> <td>2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日</td> <td>美容組合会員</td> </tr> <tr> <td>美容院経営者</td> <td>2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日</td> <td>美容組合会員</td> </tr> </tbody> </table> | 所属 | 任期 | 種別 | 有限会社役員 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 |
| 所属 | 任期 | 種別 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有限会社役員 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美容院経営者 | 2018 年 6 月 11 日～2020 年 6 月 30 日 | 美容組合会員 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| 学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。 |
| 第三者による学校評価（任意記載事項） |

c) 当該学校に係る情報

| |
|--|
| （ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） 学校事務局に備え付け、閲覧希望者には随時公表する。 |
|--|

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。